

令和元年度 第2回熊本県地域医療対策協議会	資料 3
令和元年10月1日	

熊本県ドクタープール制度について

熊本県健康福祉部

熊本県ドクタープール制度概要

【概要】

1. 実施（運営）主体

- 熊本県へき地医療支援機構（事務局：熊本県医療政策課）

2. 派遣元医療機関

- 県と医療機関で協定を締結（10月予定）

3. 派遣対象医療機関

- へき地を有する医療圏域所在の医療機関（熊本市を除く）かつ公立医療機関（当該医療機関の指定管理者を含む）

4. 派遣要件（理由）

- 医師の産休・育休の取得、研修・学会への参加等

5. 派遣期間

- 原則、6ヶ月以内（最長1年）（11月～開始予定）
医師一人あたり2週間程度を目安として、派遣元医療機関から医師を派遣
熊大病院の各診療科から派遣元医療機関へ派遣されている医師の本制度での派遣については、
熊本大学病院運営審議会で説明、了承済。

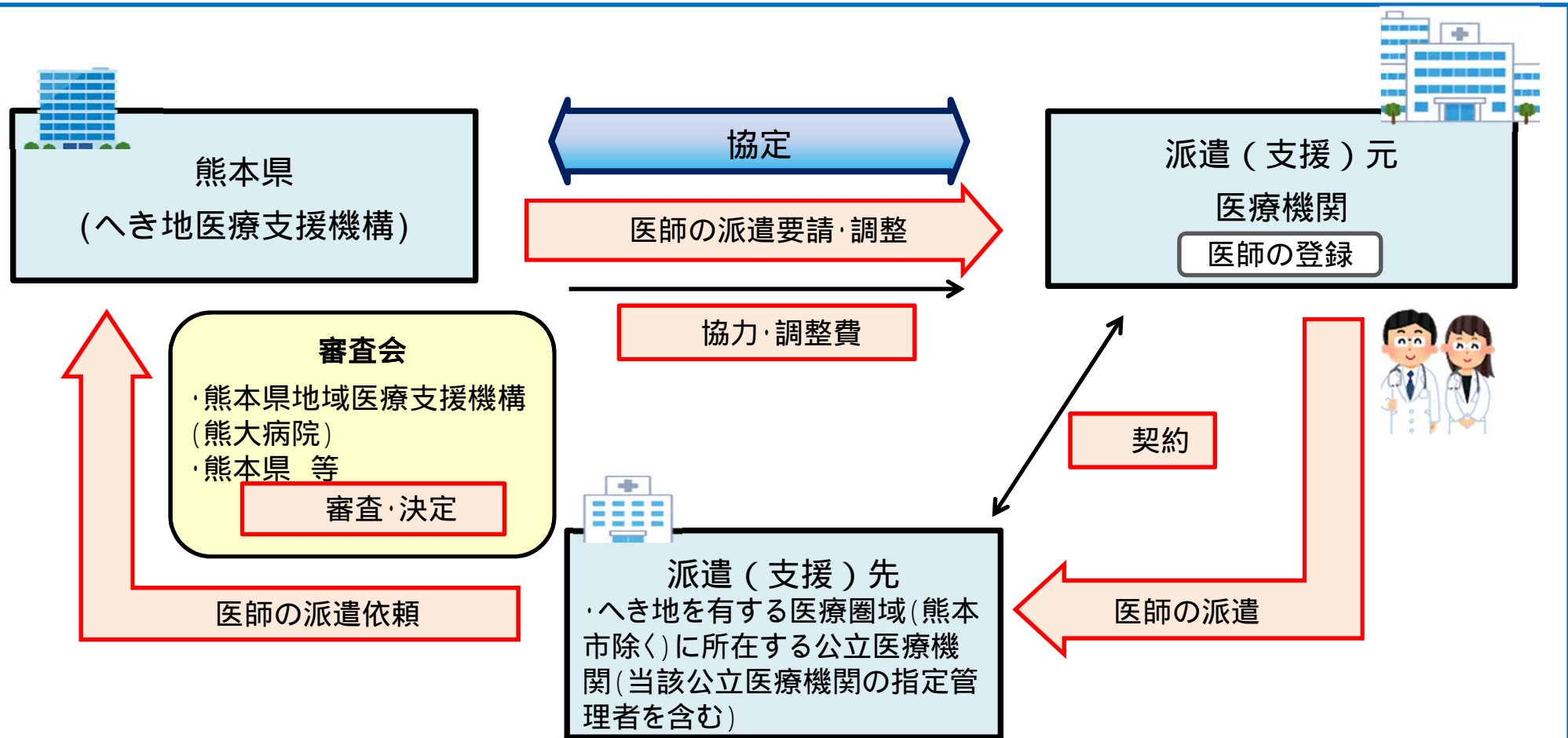
6. 支援内容

- 外来＋当直支援が基本。例外的に当直支援のみも対象（育児 県外研修・学会等）

7. 協力・調整費

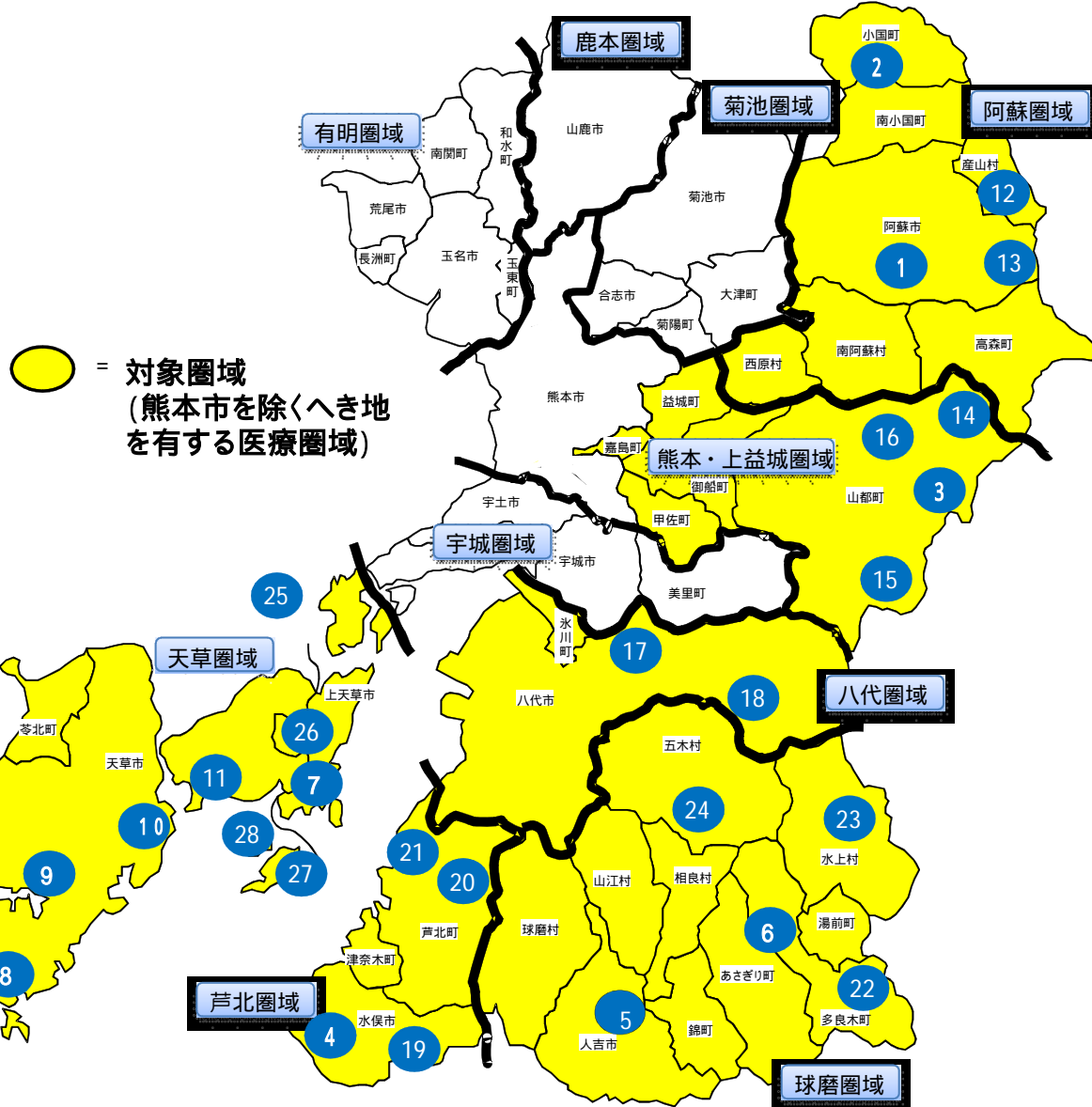
- 派遣元医療機関に対し、協力・調整費（医師派遣1日あたり2万円）を支払う

熊本県ドクタープール制度 イメージ図



地域の医療提供体制の充実・強化
～ 県全体で地域の医療を支える ～

派遣対象の圏域、医療機関



圏域	病院名
阿蘇	阿蘇医療センター 小国公立病院
上益城	そよう病院
芦北	水俣市立総合医療センター
球磨	人吉医療センター 公立多良木病院
天草	上天草総合病院 牛深市民病院 河浦病院 新和病院 栖本病院

圏域	診療所名
阿蘇	産山村診療所 波野診療所
上益城	北部へき地診療所 緑川へき地診療所 井無田へき地診療所
八代	下岳診療所 椎原診療所
芦北	久木野診療所 吉尾温泉診療所 ⑳吉尾温泉診療所大岩出張所
球磨	㉒槻木診療所 ㉓古屋敷診療所 ㉔五木村診療所
天草	㉕湯島へき地診療所 ㉖教良木診療所 ㉗御所浦診療所 ㉘御所浦北診療所